

NPO 法人ワークショップひなたぼっこ

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人ワークショップひなたぼっこ（以下「法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集し、残額を法人の維持のための管理費に充当する。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金は、法人の行う特定の公益目的事業の費用を賄うために募集するものとする。

2 特定寄附金の募集については、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、募金の使途その他必要な事項を明らかにした文書を募金対象者に交付し、又は法人ホームページに掲載するものとする。

3 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

4 特定寄附金については、募集に係る事業終了後速やかに当該寄附金の収支及び当該寄附金により実施した事業の結果に関する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、寄附者が多数である場合等報告書の交付のために多額の経費を必要とすると認められる場合その他報告書の交付を行い難い事情があると認められる場

合においては、法人ホームページに報告書を掲載することにより、報告書の交付に代えることができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 この法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- ① 第1項の寄付金が、法人の業務遂行上支障があると認められるもの、法人が受け入れるには社会通念上不適切と認められるものである場合及びこれらの恐れがあると認められるものであるときは、当該寄付金を辞退するものとする。

(情報公開)

第9条 この法人が受領する寄附金については、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第 1 1 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は平成 29 年 3 月 10 日をから施行する。